

ALPS処理水の処分に関する 基本方針の実施状況と今後の対策の方向性について

**令和7年8月26日
廃炉・汚染水・処理水対策チーム事務局**

ALPS処理水の処分に関する基本方針の実施状況と今後の対策の方向性について

1. この1年の取組状況

- 昨年に関係閣僚等会議において確認した「今後の対策の方向性」を踏まえ、①安全確保、説明・情報発信、②風評影響対応、なりわい継続支援、③将来技術の検討等を引き続き実施してきた。
- 具体的には、水産業支援に万全を期すべく措置した令和6年度補正予算等を活用し、国内加工体制強化・販路開拓支援や漁業者がなりわい継続するための支援を実施した。また、IAEAの枠組みの下での追加的モニタリングを実施した。中国との間では、当局間の協議を重ね、中国は日本の一部地域（37道府県）の水産物の輸入を順次再開することになった。

2. 現状の評価

- ALPS処理水の海洋放出は、これまでのモニタリングの結果やIAEAからの評価も含め、引き続き、安全に実施されている。
- 一部の国・地域による輸入規制措置による影響を除き、魚価の大幅低下などの大きな風評影響が生じているという声は聞かれていない。また、輸入規制強化等による影響の大きかったホタテについて、輸出先の多角化等により価格が上向いているとの声も出ている。
- 一方で、一部の国・地域による科学的根拠に基づかない輸入規制措置は継続しており、撤廃を求めていく必要がある。中国については、中国側における輸出関連施設の再登録に関する手続きが開始され、日本産水産物の対中輸出が順次再開されることになっており、引き続き今後の進捗を注視するとともに、残る10都県産水産物の輸入規制の撤廃等を中国側に求めていく必要がある。
- さらに、長期にわたるALPS処理水の放出による漁業の将来への不安・懸念を払拭するため、引き続き、対策を実施する必要がある。

3. 今後の対策の方向性

- これまでの関係閣僚等会議において確認した「政府としてALPS処理水の処分が完了するまで全責任を持って取り組む」という方針に変わりはない。①安全確保、説明・情報発信、②風評影響対応、なりわい継続支援、③将来技術の検討等を、引き続き、実施する。
- 以下の取組を引き続き実施する。
 - ・ 安全確保に万全を期し、IAEAの評価も含め、国内外に向けて科学的根拠に基づき、透明性高くわかりやすい情報発信に努めていく。
 - ・ 一部の国・地域による科学的根拠に基づかない輸入規制措置について、あらゆる機会をとらえて即時撤廃を強く求めていく。
 - ・ IAEAの枠組みの下での追加的モニタリングは、IAEAとの間で、国際社会に対して更に透明性の高い情報提供を行っていく観点から実施することで一致しており、日本政府としては、追加的モニタリングが着実に実施されるよう、引き続きIAEAに協力していく。
 - ・ 日本産水産物については、中国による日本の一部地域の水産物の輸入再開等による影響も踏まえつつ、三陸・常磐ものの魅力発信を含む国内消費拡大支援等の必要な対策を実施する。
 - ・ 我が国漁業のなりわい、事業を活力ある形で、子や孫の世代まで持続的に引き継いでいけるよう、基金の執行状況を踏まえつつ、ALPS処理水放出の影響を受ける漁業者を取り巻く状況等に応じた国内生産持続のために必要な対策を引き続き実施する。

(参考) この1年の主な取組 (ポイント)

① 安全確保／国内外への説明・情報発信

- 国と東京電力が実施する安全確保の取組について、令和6年12月、令和7年5月にIAEAによるレビューを実施。令和7年3月公表の第3回目の報告書では、引き続き「関連する国際安全基準の要求事項と合致しない点も確認されなかった」ことが明記され、海洋放出が安全に行われていることを確認。
- 原子力規制委員会は海洋放出が適切になされていることを確認。東京電力には、緊張感を持った対応を引き続き求めた。
- 国・東京電力等がモニタリングを実施し、海洋放出が安全に行われていることを確認し、国内外に対して透明性高く情報発信。
- ALPS処理水の放出の安全性等について、新聞広告やWEB広告等の様々な媒体を活用し、国内外へ情報発信を継続。
- IAEAの枠組みの下でIAEA関係者及び第三国分析機関の専門家による追加的モニタリングをこれまで4回実施。こうした中、日中当局間の技術協議を重ねてきた結果、中国政府は、令和7年6月、日本の一部地域（37道府県）の水産物の輸入を回復する公告を発出。

② 風評影響対応／なりわい継続支援

- 被災地の水産業支援を実施。また、全国の漁業者のなりわい継続支援のための500億円の基金について、令和6年度補正予算において113億円追加措置し、全国の漁業者への支援を実施。
- 全国のコンビニエンスストア等と連携した「三陸常磐食べようフェア」の開催等、三陸・常磐ものの販促イベントを実施。また、1,300者超が参加する三陸・常磐ものネットワークの会員企業等により、「三陸・常磐ウィークス（第4弾）」にて、約42万食の弁当・社食等が提供。
- 加工・流通・小売事業者等に対し、ALPS処理水の安全対策や風評対策に関する情報提供を継続的に実施。
- 浜通り地域における来訪者向けのポイント還元キャンペーンやブルーツーリズム推進支援事業等による観光需要創出の実施。
- 「水産業を守る」政策パッケージ等による対応として、日本産水産物の商談イベント等による国内外の販路開拓や、国内加工体制強化への支援等を実施。また、被害の実態に見合った必要十分な賠償を迅速かつ適切に実施するよう東京電力を指導。

③ 将来技術等

- 汚染水発生量抑制に向けた取組を継続し、令和6年度の汚染水発生量を約70m³/日まで低減。
- トリチウム分離技術について、東京電力においてフィージビリティスタディ等を通じた実用化に向けた検討を進めるとともに、国としても文献調査を通じて国内外の技術動向を注視。

(参考) 基金等の概要及び執行状況 (8月25日時点)

1. 需要対策支援 (基金 (R3補正300億円) + R5予備費 (101億円+55億円) + R5補正 (71億円) + R6補正 (120億円))

- 風評影響を受けた水産物の一時的な買取り・保管や販路拡大等を支援 (予備費と補正はホタテ・ナマコのみ)。
- 以下のとおり交付決定を実施。引き続き、申請受付中。
 - ・ 買取保管79件
 - ・ 販路拡大62件 (学校給食型30件、社食型1件、創意工夫型17件、EC型14件)
 - ・ 出荷調整21件
- また、販路開拓支援等に向け、JETRO・JFOODOを通じ国内外約290件の商談イベント等を開催。

2. 漁業者の事業継続支援 (基金 (R4補正500億円+R6補正113億円))

- 持続可能な漁業継続を実現するため、新たな魚種・漁場開拓等に係る漁具等の必要経費の支援、省燃油活動等を通じた燃油コスト削減に向けた取組に対しての支援等を実施。
- 第1期 (1~4次) 申請で**389件**、第2期第1次申請で**340件の交付決定を実施**。引き続き申請受付中。

3. 国内加工体制の強化 (R5予備費 (51億円) + R5補正 (18億円) + R6補正 (15億円))

- 中国の禁輸措置により影響を受けたホタテ等の加工プロセスの国産化に向けて、機器導入と人材活用を支援するとともに、輸出拠点となる加工工場建設を支援 (加工工場建設支援についてはR5補正のみ)。
- R5予備費では、機器導入については**43件**、人材活用については**10件**の交付決定を実施。R5補正では、加工工場建設については**2件の交付決定を実施**。
- R6補正では、機器導入については**13件の交付決定を実施**。引き続き申請受付中。

(参考)「水産業を守る」政策パッケージ

総額1007億円【300億円基金、500億円基金、予備費207億円】

令和5年9月4日
農林水産省、経済産業省、
復興庁、外務省

- ALPS処理水の海洋放出以降の一部の国・地域の輸入規制強化等を踏まえ、科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃を求めていくとともに、全国の水産業支援に万全を期すべく、既に用意した800億円の基金による支援や東電による賠償に加え、特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業を創設（3、4①②）する。
- 具体的に、以下の5本柱の政策パッケージを策定し、早急に実行に移すとともに、必要に応じて機動的に予算の確保を行い、全国の水産業支援に万全を期す。

1. 国内消費拡大・生産持続対策

- ①国内消費拡大に向けた国民運動の展開（ふるさと納税の活用等）
- ②産地段階における一時買取・保管や漁業者団体・加工/流通業者等による販路拡大等への支援（300億円基金の活用）
- ③国内生産持続対策（相談窓口の設置、漁業者・加工/流通業者等への資金繰り支援、出荷できない養殖水産物の出荷調整への支援、新たな魚種開拓等支援、燃油コスト削減取組支援）（300億円基金、500億円基金の活用等）等

2. 風評影響に対する内外での対応

- ①一部の国・地域の科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃の働きかけ
- ②国内外に向けた科学的根拠に基づく透明性の高い情報発信、誤情報・偽情報への対応強化
- ③販売促進・消費拡大に向けた働きかけやイベント実施、観光需要創出、小売業界の取引継続に向けた環境整備等

3. 輸出先の転換対策

- ①輸出減が顕著な品目（ほたて等）の一時買取・保管支援や海外も含めた新規の販路開拓を支援【予備費】
- ②ビジネスマッチングや、飲食店フェアによる海外市場開拓、ブランディング支援【予備費】等

4. 国内加工体制の強化対策

- ①既存の加工場のフル活用に向けた人材活用等の支援【予備費】
- ②国内の加工能力強化に向けた、加工/流通業者が行う機器の導入等の支援【予備費】
- ③輸出先国等が定めるHACCP等の要件に適合する施設や機器の整備や認定手続を支援（既存予算の活用）

5. 迅速かつ丁寧な賠償

一部の国・地域の措置を受け輸出に係る被害が生じた国内事業者には、東京電力が丁寧に賠償を実行

（注）今回の予備費による措置は、単年度事業として対応。

1. レビュー

- 海洋放出開始後もALPS処理水の取扱いに関する安全性を確認するために、IAEAレビューを実施。(第3回：令和6年12月、第4回：令和7年5月)
- IAEAにより、令和7年3月に海洋放出開始後第3回のレビューミッションに関する報告書が公表。引き続き「関連する国際安全基準の要求事項と合致しない点も確認されなかった」ことが明記され、海洋放出が安全に行われていることが確認された。

2. モニタリング

(1) IAEAによるモニタリング実施

- 海域環境モニタリングに係る分析機関間比較や、海洋環境中の海水等やALPS処理水に係るモニタリングの裏付け分析に向けたサンプル採取を実施。(令和6年10月・令和7年7月)

(2) 報告書の公表

- 海洋サンプル中の放射性核種の分析に参加した日本の分析機関及び東京電力が、高い能力を有していると評価する等の報告書を公表。(令和6年12月・令和7年3月)

3. 追加的モニタリング

- 令和6年9月、国際社会に対して更に透明性の高い情報提供を行っていく観点から、関係国の関心を踏まえ、IAEAとの間で、**IAEAの枠組みの下でのモニタリングの拡充に合意**。
- 10月以降、**追加的モニタリングをこれまで4回実施**。
 - 令和6年10月：第三国分析機関 (韓国、スイス、中国) による海水の採取。(令和7年6月、IAEAから報告書公表。)
 - 令和7年2月：第三国分析機関 (韓国、スイス、中国、フランス) による試料 (海水、魚、希釈前のALPS処理水) の採取。
 - 令和7年4月：第三国分析機関 (韓国、スイス、中国、ロシア) による海洋放出前における海水による希釈をした後のALPS処理水の採取。
 - 令和7年6月：第三国分析機関 (韓国、スイス、中国、ベルギー、ロシア) による海水による希釈をする前のALPS処理水の採取。

◆ 「日中間の共有された認識」の発表と追加的モニタリングの実施

- 令和6年9月、日中両政府は、ALPS処理水の海洋放出と中国による日本産水産物の輸入規制について「日中間の共有された認識」を発表。中国側は、IAEAの枠組みの下での追加的モニタリングを実施後、科学的証拠に基づき、規制措置の調整に着手し、基準に合致した日本産水産物の輸入を着実に回復させることとなった。
- 令和6年10月、令和7年2月、4月、6月にIAEAの枠組みの下での追加的モニタリングが実施され、中国を含む参加国の分析機関が参加。中国政府からは、これまで分析が完了したものについて、結果が全て正常であった旨発表されている。
令和6年11月の日中首脳会談で、ALPS処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制に関する発表を両国できちんと実施していくことを確認。石破総理大臣から、中国による日本産水産物の輸入回復を早期に実現するよう要請。

◆ 日本産水産物の対中輸出再開

- 令和7年3月の第6回日中ハイレベル経済対話で、両政府は、IAEAの枠組みの下で追加的モニタリングを引き続き実施していくことを確認し、分析結果に異常がないことを前提に、日本産水産物の輸入再開に向けて関連の協議を推進していくことで一致。
- 令和7年3月、4月、5月に日本産水産物の輸入再開に伴う技術的事項についての日中当局間協議を開催。第4回技術協議で日中双方は、日本産水産物の対中輸出再開に必要な技術的要件について合意。
- 令和7年6月29日、中国政府は、日本の一部地域（37道府県）の水産物の輸入を回復する公告を発出。これにより、日本の輸出関連施設の再登録の手続が開始され、対中輸出が順次再開されることになった。7月11日には、一部輸出関連施設の再登録が完了。
- 政府としては、残された10都県産の水産物の輸入規制の撤廃等を引き続き中国側に強く求めていく。